

岡原小学校いじめ防止対策基本計画

1 基本理念

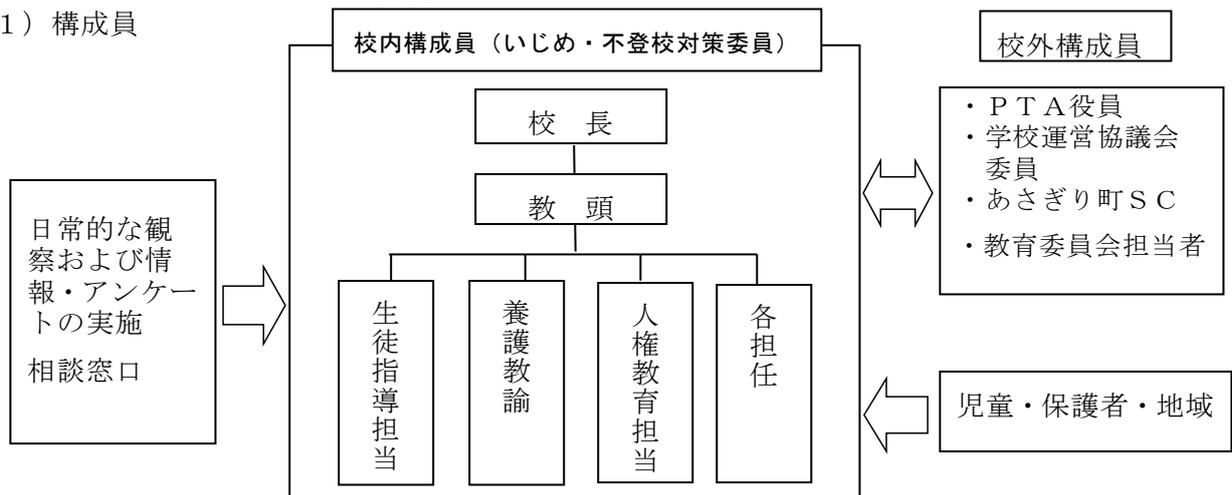
- (1) いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止の対策のための組織

(1) 構成員



(2) 組織の役割

管理職	児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかけいじめ防止のための推進を図る。
生徒指導担当	いじめの問題について、校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。また、いじめ対策のための定期的・臨時的な会議を開き、対応を図る。
人権教育担当	人権週間の取組や人権集会、校内人権教育研修等を行うことにより、児童の実態に沿った中心的・関連的、日常的指導を行い、自他を大切にする心情と態度を育てる。
養護教諭	保健委員会や保健指導等の様々な教育活動の場で、命の大切さを取り上げる。また、児童の心身についての措置を、担任と連携して行う。
各担任	日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。 児童に対して、いじめの傍観者からいじめを防止する仲裁者への転換を促す。 一人一人を大切にす、分かりやすい授業づくりを進める。教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) わかる、できる授業作り
 - ・基礎的・基本的事項の徹底
 - ・主体的に学習できる場の設定
 - ・考えを出し合う場（発表の場）の設定
- (2) 学習規律の徹底
 - ・発表の仕方、聞き方の指導
- (3) 支持的風土を持った学級集団作り
 - ・話し合い活動の活性化
 - ・各行事等における児童の活躍の場の保障
- (4) 豊かな体験活動
 - ・異年齢や障がい者、高齢者との交流
 - ・自然体験活動
- (5) 道徳教育の充実
 - ・道徳的実践力を高める指導
 - ・一人一人のよさや考えの違いを認め合う学習
- (6) 人権教育の充実
- (7) 「心のきずなを深める月間」の取組
- (8) 「命を大切に作る心」を育むプログラムの実践
- (9) 「愛の1、2、3運動+1」の実践
- (10) 職員研修の充実
 - ・「いじめ」に対する理解

5 いじめの早期発見のための主な取組及び実施時期等

- (1) アンケートの実施
 - ①毎月のアンケート
 - ・毎月20日に聞き取りアンケートを実施し、実態把握を行う。
 - ・実態を様式にまとめて、生徒指導担当が集約し、管理職へ提出する。
 - ・いじめが認知された場合は、いじめ、不登校対策委員会で協議を行い、必要な措置を講ずる。
 - ②詳細なアンケート調査
 - ・詳細なアンケート調査を年2回実施する。※「心のアンケート」については、別途計画する。
 - ③教育相談の実施
 - アンケートをもとに全児童に担任が教育相談を行う。
 - ・学校生活 ・学習面 ・友だち関係 ・その他（家庭環境等）
 - 教育相談は、学級の実態に応じて休み時間・昼休み・放課後等に担任が行う。
 - ※授業中に行う場合、教務に連絡し、必要に応じて補欠授業を行う。
 - 教育相談の場所は、原則として次の場所を使用する。1年：パソコン室、2年：調理室、3年：被服教室、4年：図工教室、5年：理科準備室、6年：教材室、特別支援学級：各学級、マルチルーム
 - ④保護者へのアンケートの実施
 - ・定期（6月）と臨時にアンケート調査を行う。
 - ・アンケートとともにいじめ発見チェックリストを配布する。
- (2) 「あのねポスト」の設置
 - ①悩み等がある場合の相談窓口として、あのねポストを保健室の前に設置する。
 - ②ポストについては担任から児童に紹介しておく。（中身の確認を養護教諭で行う。）
- (3) 家庭との連携を図る

学校日より、学級通信でいじめ・不登校対策についての学校の取組を伝えていく。

※「いじめ」が発見された場合は、早急に対処する。

 - ・「いじめ」が発見された場合は、生徒指導主任・教頭・校長へ相談を行い、いじめ・不登校防止委員会を開く。
 - ・「いじめ」問題解決には、一瞬・一刻を大切に、早期に対応する。
 - ・解決の方法は具体的に。 （抽象的結論を避ける）。
 - ・「いじめ」には、全職員が一致して当事者として対応する。
 - ・「いじめ」の解決を確認するまでは、追求する。解決の確認には校長があたる。

(4) その他

- ①児童のアンケートばかりでなく、日頃から教師のいじめを見抜く視点を持って児童を見ていく必要がある。そこで、共通の視点で子どもを見て、いじめを発見していくための具体的なチェック項目として「いじめ対応の手引き」に掲載されているチェック表を活用する。
- ②各クラスの人権目標の反省も行う。
- ③いじめ・不登校の実態について共通理解するために、聞き取りの記録を残していく。

6 重大事態への対応

重大事態とは

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

<対応の流れ>

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

- 
- 担任からの報告により、校長の下に調査委員会を組織する。
 - 校長・教頭・教務・担任・生徒指導担当・人権教育担当・養護教諭により調査について協議する。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を開始する。

- 
- 子どもへの聞き取りおよびアンケートを実施する。
 - 調査を元に、事実関係を分析する。

③ いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供する。

- 
- 調査した結果を、いじめを受けた児童の保護者に知らせるとともに、対策についても説明を行う。
 - いじめを行った児童の保護者に対しても、事案の経過と対策について説明を行う。

④ 調査結果を学校の設置者に報告する。（※設置者から地方公共団体の長に報告）

- 
- 事実関係と対策を、正しく報告する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

- 全職員で共通理解をして、学校総体として対策と以後のいじめ防止に努める。